

伊東市総合事業関連情報

平成30年1月9日版

※平成30年1月15日差替版

伊東市高齢者福祉課

内 容

1	平成30年3月31日でみなし指定が終了する事業所に係る 事業所指定手続スケジュールについて
2	平成30年3月31日でみなし指定が終了する事業所に係る 事業所指定申請書類等について※訂正箇所あり

ここでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、新たに決定された事項等を皆様にお知らせします。

1. 平成30年3月31日でみなし指定が終了する事業所に係る事業所指定手 続スケジュールについて

【ポイント】

- みなし指定を受けて総合事業サービス（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス、使用コードA1又はA5）を提供している事業所は平成30年3月31日を以って指定期間が終了します。そのため、平成30年4月1日以降も同様のサービスを提供するためには、指定手続が必要です。
- 指定手続については、平成30年2月1日から申請書類の提出を受け付けます。なお、平成30年4月1日からの指定を希望する場合は、平成30年2月28日までに提出してください。

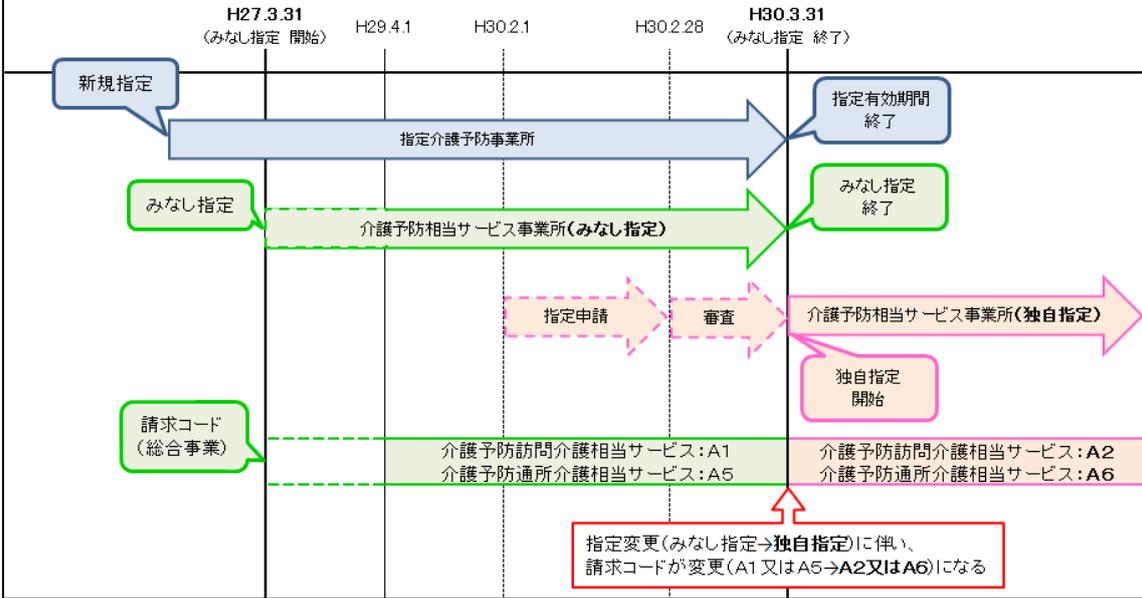
事業所の新規指定年月日が平成27年3月31日以前である指定介護予防訪問介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所（以下、「指定介護予防事業所」という）については、平成26年介護保険法改正により介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）における介護予防訪問介護相当サービス事業所又は介護予防通所介護相当サービス事業所（以下、「介護予防相当サービス事業所」という）の指定を受けたものとみなされています（介護保険法附則（平成26年6月25日法律第83号）第13条）。

当該みなし指定の指定満了日については、指定介護予防事業所の指定有効期限に関わらず、平成30年3月31日とされていることから、平成30年4月1日以降も介護予防相当サービスを提供するためには、当市から介護予防相当サービス事業所としての指定を受ける必要があります。

この指定を受けるためには、当市所定の申請書類及び添付書類等を提出する必要があり、平成30年4月1日からの指定を希望する場合、その受付期間は平成30年2月1日から2月28日までとします。

なお、平成29年4月1日以降に当市の介護予防相当サービス事業所として新規に指定を受けた事業所（請求コードA2又はA6を使用する事業所）は、みなし指定を受けていないため、平成30年3月31日時点で指定申請をする必要はありません。

みなし指定事業所の指定スケジュール等



2. 平成30年3月31日でみなし指定が終了する事業所に係る事業所指定申請書類等について

【ポイント】

- みなし指定を受けている事業所については、伊東市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として、新規での指定を受けることになります。
- 添付書類については、本市の参考様式がありますが、同様の内容が記載されているのであれば、事業所の独自書式であっても構いません。
- 申請者は事業者（法人）となるため、押印箇所等については法人印を使用してください。
- 指定手続に用いる申請書類等については、本市HP
(http://www.city.ito.shizuoka.jp/koureisha_fukushi/html/sougoujigyou/20170216211310.html) に掲載してあります。

平成29年度現在、みなし指定を受けて総合事業サービスを提供している事業所であって、平成30年4月1日以降も継続して介護予防相当サービスを提供する予定である事業所については、伊東市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として新規で指定を受ける必要があります。

手続に当たり必要となる書類は、「指定申請書等」と「添付書類」に大別されます。

「指定申請書等」とは、指定権者である本市に対して、事業者がその所管する事業所について指定を受けたい旨を申請するための書類であり、当該書類の様式については本市所定のものを用いる必要があります。

「添付書類」とは、前述の指定申請に関して、当該事業所が指定基準を満たすものであることを証明するために必要とされる書類です。この添付書類については、本市において参考様式の用意があるものとなないものが存在します。本市参考様式があるものであっても、同様の内容が記載されているものであれば、事業所独自の書式で提出いただいて構いません。

なお、これら書類の提出主体は事業者（法人）であるため、申請者押印箇所については、法人印を使用してください。

- ・指定申請書等（伊東市所定様式での提出が必要であるもの）

書類名	訪問相当	通所相当
(1)指定申請書	第1号様式 伊東市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書	
(2)記入事項（付表）	付表1 訪問型サービス事業者の記入事項	付表2 通所型サービス事業者の記入事項
(3)支給費算定に係る体制等に関する届出書	第7号様式 伊東市第一号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書	
(4)支給費算定に係る体制等状況表	伊東市第一号訪問事業支給費算定に係る体制等状況表	伊東市第一号通所事業支給費算定に係る体制等状況表

- ・添付書類（伊東市参考様式はあるが、同内容であれば事業所の任意様式でも可）

書類名	参考様式	訪問相当	通所相当
(1)事業所平面図	第1号	必要	
(2)設備及び備品等一覧表	第2号	不要	必要
(3)経歴書	第3号	管理者 サービス提供責任者	管理者
(4)苦情処理の概要	第4号	必要	
(5)勤務体制及び勤務形態一覧表	第5号	必要	
(6)サービス実施単位一覧表	第6号	不要（h30.1.15訂正）	必要
(7)欠格事項に該当しない旨の誓約書	第7号	必要	

- ・添付書類（伊東市参考様式がなく、別途ご用意いただく必要があるもの）

書類名	訪問	通所	備考等
(1)定款又は寄付行為等	必要		申請者による原本証明をしてください。 ※当該書類に「定款原本と相違がない旨」を記載し、「法人印」を押印してください。
(2)登記事項証明書	必要		原本（やむを得ない場合は、最新のものの写しでも可）
(3)建築基準法適合の証明書類	不要	必要	建築確認済証又は建築検査済証の写し
(4)消防法適合の証明書類	不要	必要	防火管理者の届出の写し又は消防部局との協議結果がわかる書類
(5)運営規程	必要		
(6)利用契約書	必要		

書類名	訪問	通所	備考等
(7)重要事項説明書	必要		
(8)個人情報使用同意書	必要		
(9)従業者の雇用計画書等の写し	必要		雇用契約書、守秘義務誓約書、資格者証等
(10)資産の状況	必要		貸借対照表、損益計算書（直近のもの）
(11)組織体制図	必要		
(12)開設場所の権原を示した書面	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物の登記事項全部証明書 ・賃貸借契約書（賃貸借の場合のみ）等
(13)非常災害対策に関する具体的な計画	不要	必要	消防計画、風水害、地震等の災害対策計画